

令和3年8月2日

お客様各位

中ノ郷信用組合

緊急事態宣言延長にともなう訪問活動自粛について

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、東京都内における「緊急事態宣言」の期限が令和3年8月31日まで延長となりました。

これを受け、当組合では更なる感染拡大を防止するため下記の通り営業担当者による訪問活動を自粛させていただきます。しばらくの間ご不便をお掛けいたしますがお客様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

下記の自粛期間中におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者様におかれましては資金繰り等を含めた支援を行ってまいりますので、是非ともご相談下さい。

尚、当組合では非対面で残高照会・振込等の金融サービスを提供できるインターネットバンキングもご用意しておりますのでこの機会に是非ご利用をご検討下さい。

記

1. お客様の安全を最優先に考え当組合営業担当者による訪問活動を自粛させていただきます。(但し、新型コロナ対応融資の相談等を含む融資業務にかかる訪問を除く)
2. 訪問自粛により定期積金のご集金が遅れますが、後日ご訪問させていただきます。今般の新型コロナウイルス対応によるご集金の遅れは利息計算に反映いたしません。満期時には元金とご契約通りのお利息をお支払いさせていただきます。
3. 訪問活動の自粛期間は令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)までとさせていただきます。

本件に対するお問い合わせ先
中ノ郷信用組合 営業推進部
電話番号 03(3622)7138
受付時間 平日午前9時から午後5時迄